

電気事業	410
1. 電気事業者.....	410
2. 電力需給.....	410
2. 1. 電力需要.....	410
2. 2. 電力需給対策.....	411
2. 3. 電気の事業者別排出係数の算出・公表について.....	411
3. 電気料金の推移.....	411
4. 審議会の開催状況.....	412
ガス事業	413
1. ガス小売全面自由化とガス事業者数.....	413
2. ガス需要.....	413
3. ガス事業関係の予算事業.....	413
4. ガス事業関係の税制改正.....	413
5. 審議会の開催状況.....	413
熱供給・熱電併給	414
1. 熱供給事業の現状.....	414
原子力政策	415
1. 原子力発電を巡る環境と政策対応.....	415
1. 1. 原子力発電を巡る内外の情勢.....	415
1. 2. 2017年度における政策対応.....	415
2. 核燃料サイクル.....	416
2. 1. 使用済燃料対策.....	417
2. 2. 核燃料サイクル施設.....	417
2. 3. 核燃料サイクル施設に関する広聴・広報活動.....	417
2. 4. 再処理等の着実な実施.....	418
2. 5. 高レベル放射性廃棄物の最終処分.....	418

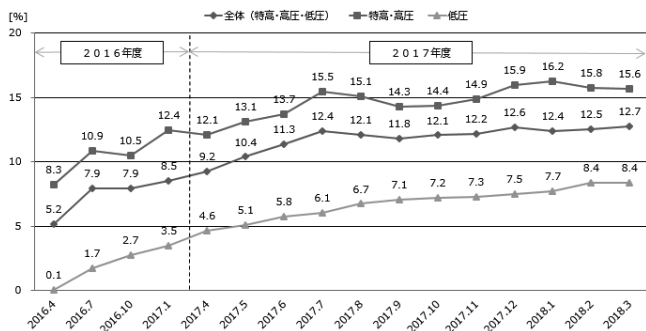
電気事業

1. 電力小売全面自由化の進捗

2016年4月から始まった小売全面自由化に際して、旧一般電気事業者や旧特定規模電気事業者といった類型に代わる区分として、小売電気事業者（登録制）、送配電事業者（許可制）、発電事業者（届出制）という事業ごとの類型を設けた。2018年3月末現在、小売電気事業者は467者、送配電事業者のうち、一般送配電事業者10者、送電事業者2者、特定送配電事業者は23者、発電事業者は574者となっている。

全販売電力量に占める新電力のシェアは、2016年4月の小売全面自由化直後は約5%だったが、2017年5月に10%を超え、2018年3月末現在では約13%となっている。

図：全販売電力量に占める新電力のシェアの推移



旧一般電気事業者10者についてみると、小売全面自由化以前の供給区域外への進出が進み、2016年4月に自由化した低圧分野における契約口数は、2018年2月時点で約20万件に拡大している。

図：域外における旧一般電気事業者10者の契約口数の推移 (2018年2月末時点)

低圧	【件】				
	16年4月	16年8月	17年3月	17年7月	18年2月
北海道区域	0	0	0	0	0
東北区域	0	0	173	213	263
東京区域	206	2,044	70,698	83,780	135,797
中部区域	0	7,755	18,201	21,458	24,214
北陸区域	0	0	0	0	0
関西区域	58	18,887	24,036	35,848	41,638
中国区域	0	0	0	α	α
四国区域	0	0	0	0	0
九州区域	0	0	0	0	47
沖縄区域	0	0	0	0	0
合計	264	28,686	113,108	141,307	201,967

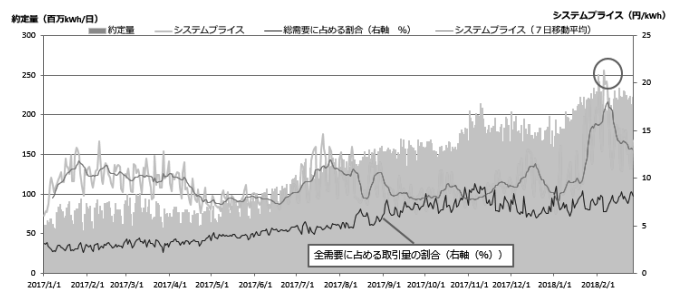
(注) αは1~9件を意味する。

(出所) 電力取引報

また、2018年3月末時点での新電力への切替（スイッチング）件数は約10%（約622万件）、大手電力（旧一般電気事業者）の自社内の契約の切替件数（規制→自由）は約6.3%（約391万件）であり、合わせて約16.2%（約1,013万件）となっている。地域別に見ると、東京や関西、北海道で10%を超えている。

卸電力取引所の取引量についても、小売全面自由化以降大幅に増加しており、特に、2017年4月からの1年間では、全需要に占める取引量の割合が3倍程度となっている。

図：卸電力取引所の取引量・取引価格の推移



(出所) JEPX, 電力広域的運営推進機関ホームページ

2. 電力需給

2. 1. 電力需要

2017年度の総需要電力量は、9,774億kWh、対前年度比1.1%増となった。2017年度の主要な需要電力量は、次表のとおりである。

表：2017年度の主要な需要電力量 (単位：百万kWh)

総需要電力量	977,421
自家発自家消費	63,045
電気事業者計	914,376

また、過去5年間における総需要電力量の推移は、次表のとおりである。

表：過去5年間における総需要電力量の推移

(単位：百万kWh、%)

年度	総需要電力量	伸び率
2013年度	982,354	0.0
2014年度	961,510	▲2.1
2015年度	948,999	▲1.3
2016年度	966,514	1.8
2017年度	977,421	1.1

2. 2. 電力需給対策

2017 年度夏季・冬季の電力需給見通しについて、総合資源エネルギー調査会の下に設置された電力・ガス基本政策小委員会（夏季・冬季）で検討が行われた。

夏季の電力需給対策については、4 月 27 日に電力需給に関する検討会合において取りまとめられた 2017 年度夏季の電力需給対策に基づき、全国で電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%を確保できる見通しがたてられたので、節電要請は見送った。他方で、大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、電力会社に対し、設備の保守・保全の強化を要請するなどの対策を実施した。

冬季の電力需給対策についても、10 月 30 日の電力需給に関する検討会合において取りまとめられた 2017 年度冬季の電力需給対策に基づき、全国で電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%は確保される見通しから夏季と同様に節電要請は見送った。ただし、北海道エリアについては、電力融通に制約があるほか、寒冷地であり、万が一の場合、生命に関わる恐れがあるなど、冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画外停止の過去最大級のリスクにも対応できることを追加で確認した。

2. 3. 電気事業者別排出係数の算出・公表について

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、一般送配電事業者及び小売電気事業者から報告される事業者別排出係数について、算出根拠及び内容の確認を行い、公表を行った。

3. 電気料金の推移

2000 年の制度改正以降、過去 5 度の料金改定（2000 年、2002 年、2004 年、2005 年、2006 年、2008 年）を経て、各電力会社の電気料金は自由化分野、非自由化分野問わず低下傾向にあったが、2008 年度以降燃料価格の影響を受け、

上下した。

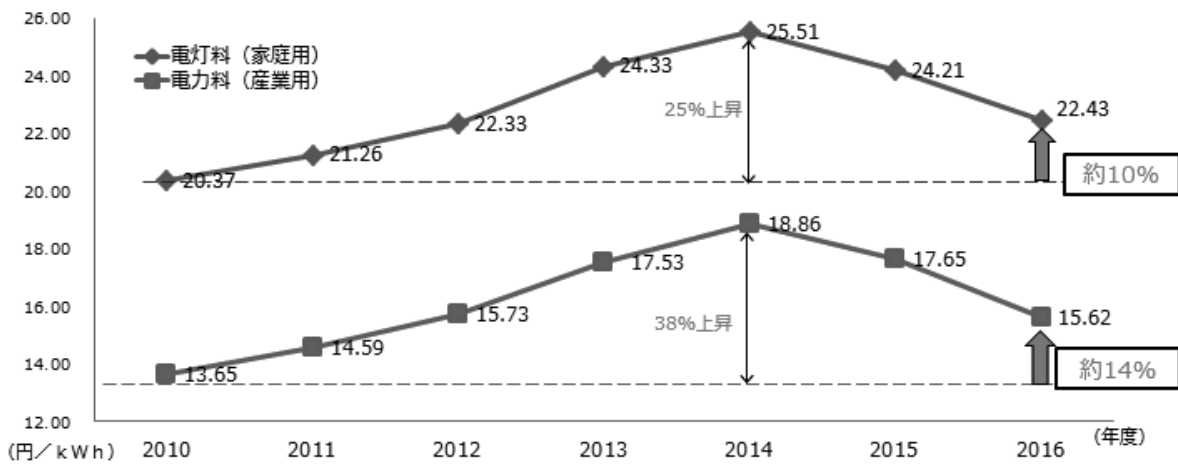
東日本大震災後、原子力発電所の停止に伴い、火力発電コストが増加し、電気料金値上げ要因となった。2012 年度以降、次表のとおり、東京電力、関西電力、九州電力、東北電力、四国電力、北海道電力、中部電力から供給約款変更認可申請が提出され、料金値上げが認可された。その後、関西電力においては原子力発電所の再稼働に伴い、2017 年 8 月に料金値下げを実施した。

	料金改定（規制部門）		
	値上げ （実施時期）	再値上げ （実施時期）	値下げ （実施時期）
北海道	7.73% (2013.9)	15.33%※1 (2015.4) { 12.43% (2014.11) }	-
東北	8.94% (2013.9)	-	-
東京	8.46% (2012.9)	-	-
中部	3.77% (2014.5)	-	-
北陸	-	-	-
関西	9.75% (2013.5)	8.36%※1 (2015.10) { 4.62% (2015.6) }	▲3.15% (2017.8)
中国	-	-	-
四国	7.80% (2013.9)	-	-
九州	6.23% (2013.5)	-	-
沖縄	-	-	-
10社計	-	-	-

表：震災後の旧一般電気事業者 10 者の料金推移

※1 直近の改定後の料金からの激変緩和のための段階的値上げ（北海道：2014 年 11 月、関西：2015 年 6 月）を経た最終的な再値上げ率。

（参照図：2010 年度～2017 年度の電気料金単価の推移（みなし小売電気事業者 10 者の平均）



(注) 電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価で、電力料金は、自由化対象需要家分を含み、主に工場、オフィス等に対する電気料金の平均単価。平均単価の算出方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力の販売電力量 (kWh) で除したもの。

出所：電力需要実績確報 (電気事業連合会)、各電力会社決算資料等を基に作成

図：2010年度～2017年度の電気料金単価の推移 (旧一般電気事業者10者の平均)

4. 審議会の開催状況

平成29年度には、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会を計6回開催し、電力事業については毎回、電力小売全面自由化の進捗状況について事務局より報告を行った。また、電力のサイバーセキュリティ対策についても紹介を行った。

ガス事業

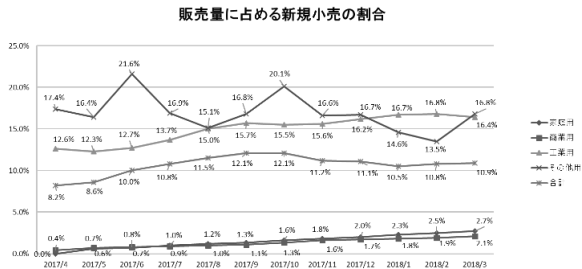
1. ガス小売全面自由化とガス事業者数

2017年4月のガス小売全面自由化に当たり、旧一般ガス事業や旧簡易ガス事業といった事業類型に代わり、ガス小売事業（登録制）、一般ガス導管事業（許可制）、特定ガス導管事業（届出制）、ガス製造事業（届出制）という事業類型を設けた。

2017年度にはガス小売事業者は9者の新規登録を行い、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者の事業者数に変化はなかった。

2018年3月31日時点で、ガス小売事業者は1422者、一般ガス導管事業者は193者、特定ガス導管事業者は25者、ガス製造事業者は27者となった。また、他社へのスイッチング申込件数は、全国で842,061件となった。

図. 販売量に占める新規小売の割合



※1 その他とは、商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等に販売した量を指す。
 ※2 新規小売には越境参入したみなし小売を含む。
 (出所) 電力・ガス取引監視等委員会「ガス取引報 (2017年4月～2018年3月)」より作成

2. ガス需要

2017年度の総需要ガス量は、177,863億MJ、対前年比2.3%増となった。過去5年間における総需ガス量の推移は、次表のとおりである。

表：過去5年間における総需要ガス量の推移

(単位：千MJ、%)

年度	総需要ガス量	伸び率
2013年度	1,666,828,790	▲1.2
2014年度	1,681,125,877	0.9
2015年度	1,670,720,275	▲0.6
2016年度	1,738,454,920	4.1
2017年度	1,778,632,838	2.3

3. ガス事業関係の予算事業

平成29年度には以下の予算事業を実施した。

(1) 天然ガスの環境調和等に資する利用促進事業費補助金

【平成29年度予算：8億円】

災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機

能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、天然ガスシフトの促進及び災害時の強靱性の向上を図る事業を実施した。

(2) 天然ガスの高度利用に係る事業環境等の委託調査費

【平成29年度予算：0.6億円】

天然ガスの高度利用や都市ガス事業における産業構造改革・制度改革等の課題の解決にむけた調査を実施した。

(3) 天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金

【平成29年度予算：8.2億円】

地方都市ガス事業者等が天然ガスの安定的な調達に必要な設備投資等に対して負担軽減のため利子補給を実施した。

(4) 地方における都市ガス事業の天然ガス化促進対策費補助金

【平成29年度予算：0.3百万円】

都市ガスで使用されるガス種を天然ガスを中心とした燃焼効率の良い高カロリーガスに統一化することで、ガス供給の安定性、効率性、需要家の利便性、安全性の向上を図るための利子補給事業について、後年度負担分を実施した。

(5) 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金

【平成29年度予算：1.5億円】

東日本大震災により甚大な被害が生じた地域において、道路の嵩上げ等に伴うガス導管の再敷設が困難な都市ガス事業者に対して支援を実施した。

4. ガス事業関係の税制改正

小売全面自由化を踏まえ、一般の企業との課税の公平性を確保するため、まずは中小規模のガス事業者について、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更することとした。

5. 審議会の開催状況

平成29年度には、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会を計6回開催し、ガス事業については毎回、ガス小売全面自由化の進捗状況について事務局より報告を行った。また、ガスのサイバーセキュリティ対策や、ガス会社のグローバル化についても紹介を行った。

熱供給・熱電併給

1. 熱供給事業の現状

2016年4月に実施された熱供給システム改革により、許可制としていた熱供給事業への参入規制を登録制とし、料金規制や供給義務などを撤廃し（ただし、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置として料金規制を継続）、熱供給事業者に対し、需要家保護のための規制（契約条件の説明義務等）を課した。

<事業者数>

2017年度末時点 78社 138地区

（うち操業中） 76社 134地区

<事業主体>

熱供給事業の事業主体は、電力・ガス会社、第三セクター、不動産会社等が多い。

表：熱供給事業の事業主体（事業者数・比率）

	事業者数 (社)	比率 (%)
電力・ガス会社系	22	28%
石油系	4	5%
第3セクター	12	16%
不動産会社（デベロッパー）系	14	18%
運輸系	8	10%
製造会社系	4	5%
その他	14	18%
合計	78	100%

※2017年度末時点

<熱供給事業の売上額>

2016年度：1,374億円

<需要家の状況（2016年度末）>

業務・商業施設：1,216件

住宅：34,128件

原子力政策

1. 原子力発電を巡る環境と政策対応

1. 1. 原子力発電を巡る内外の情勢

国内の原子力発電については、2016年には関西電力高浜発電所3・4号機、四国電力伊方発電所3号機の計3基が再稼働を果たし、加えて、2018年3月には関西電力大飯発電所3号機、九州電力玄海原子力発電所3号機の計2基が再稼働した。さらに、高経年炉の日本原子力発電東海第二発電所が2017年1月27日に、60年までの運転期間延長を申請した。このほか、2017年1月18日に九州電力玄海原子力発電所4号機、同年5月24日に関西電力大飯発電所4号機、同年12月27日に柏崎刈羽原子力発電所6・7号機が、それぞれ原子炉設置変更許可を得ている。

世界では、2018年1月1日時点で443基(約40,937.5万kW)の原子力発電所が稼働している。

(出典：世界の原子力発電開発の動向 2018(日本原子力産業協会))。

1. 2. 2017年度における政策対応

(1)原子力利用における不断の安全性向上に向けた取組

原子力事業について、産業界が自主的に安全性を向上していく取組の在り方について検討を行うため、2013年7月、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の下に「原子力の自主的安全性向上に関するワーキンググループ」を設置した。学協会、原子力事業者、メーカー、産業界団体、政府の幅広い参加を得て、2014年5月、今後必要とされる取組の在り方と然るべきロードマップの骨格として「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」を取りまとめた。

また、第4次エネルギー基本計画(2014年4月閣議決定)策定後、軽水炉の安全技術・人材の維持・発展への対応も視野に入れ、2014年8月、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会の下に「自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ(以下、「自主的安全性WG」という)」を設置した。原子力事業者を含めた産業界、学会、政府等による自主的安全性向上に係る取組を点検し、2015年5月に、「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」を取りまとめた。また、当面は喫緊の課題への対応として、東京電力福島第一原子力発電所以外の廃止措置を含めた軽水炉の安全技術・人材の維

持・発展に重点を置き、国、事業者、メーカー、研究機関、学会等関係者間の役割が明確化された「軽水炉安全技術・人材ロードマップ」を自主的安全性WGと日本原子力学会のキャッチボールを通じて、2015年6月に取りまとめた。本ロードマップについては、継続的な「ローリング」(見直し)のプロセスを経ることとしており、策定当時の環境変化等も踏まえ、2017年3月に改訂を行った。その後も自主的安全性WGにおいて継続的に議論を行い、2017年6月には継続的な原子力の安全向上のための自律的システムの必要性の認識についてのすり合わせと、これまでの取組や成果、残された課題と今後の取組を整理した「自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループの議論の中間整理」を行い、2018年2月には、業界大での検討テーマの決定・実施・評価や、検討結果に係る規制当局との対話等を行う「新たな機能」の立ち上げを実施することなどを定めた「WGの議論を踏まえた今後のアクションプラン」を取りまとめた。これらの提言やロードマップも踏まえて、2017年度に講じた主な措置は以下の通り。

(リスク情報の活用に関する取組)

原子力リスク研究センター(NRRC)と事業者が連携して、リスク評価や外部事象評価に係る、安全対策上の土台となる研究を推進。2016年7月1日、NRRCに「リスク情報活用推進チーム」を設置し、リスク情報を活用した意思決定に向けたPRA活用等のロードマップ策定や、PRA実施体制の整備を実施している。

また、原子力事業者は、PRA手法の高度化に向けて、四国電力伊方原子力発電所3号機をパイロットプラントに選定し、2015年1月から継続して、研究開発と実機への適用に取り組んでいる。2016年度からは東京電力柏崎刈羽原子力発電所6・7号機についてもパイロットプラントに選定し、研究開発と実機への適用に取り組んでいる。

さらに、2014年度から引き続き国による委託研究を行っているが、2017年度より新たに中部電力浜岡原子力発電所4号機のデータを活用し、津波PRAの高度化に取り組みはじめた。

(自主的安全性規制に関する取組)

原子力安全推進協会(JANSI)が、主に以下の3つの取組を実施した。

- ① 東京電力福島第二原子力発電所、東北電力東通原子力発電所及び中国電力島根原子力発電所においてピア・レビューを実施した。
- ② 主に稼働中の原子力発電所の自主的安全性向上活動を活性化する仕組み（発電所総合評価システム）の本格運用を開始し、運転実績指標等に基づく評価を実施した。
- ③ 再稼働における事業者支援として、JANSI 策定の「原子力発電所における長期停止後の再稼働に関するガイドライン」に基づき、九州電力玄海原子力発電所及び関西電力大飯発電所に対する支援を実施した。

(2) 高速炉の研究開発等

2016 年 12 月に原子力関係閣僚会議において決定した、「高速炉開発の方針」においては、今後の高速炉の開発方針を具体化するため、今後 10 年程度の開発作業を特定する「戦略ロードマップ」を策定するとともに、策定に向けて、実務レベルで技術的な検討を行うため、高速炉開発会議の下に「戦略ワーキンググループ」を設置することを決定した。2017 年 3 月に第 1 回「戦略ワーキンググループ」を開催して以降、2018 年 3 月までに計 8 回開催し、「戦略ロードマップ」の検討体制や、検討事項について議論を行った他、国内外の有識者からのヒアリングを行った。

また、第 4 次エネルギー基本計画（2014 年 4 月閣議決定）においては、「米国や仏国等と国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組む」とされているところ、2014 年以後、日仏間の研究開発協力を実施している。

2017 年 3 月には、日仏大臣意図表明文書により、順調かつ拡大してきた現在の協力を継続すること、協力深化に向けた議論を開始すること、2018 年末までに当該議論を終える努力をすること、が合意され、2017 年度も研究開発協力を継続して行った。

(3) 我が国原子力産業の国際社会への貢献

東京電力福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を世界と共有することが重要であり、これにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務である。

このため、日本が有する人材・技術・知見を以て国際社会へ貢献するため、国際原子力機関（IAEA）が行う加盟国

への原子力基盤整備支援、知識継承、一般理解の促進支援等の活動を支援した。

また、原子力安全も含め、福島第一原子力発電所の廃炉や研究開発等、原子力の幅広い分野について原子力利用先進国との協力を一層強化するため、日米二国間委員会の下での活動を継続して実施し、原子力エネルギーに関する日仏委員会、日英原子力年次対話を開催した。

原子力発電を新たに導入・拡大しようとする国に対しても、世界の原子力安全の向上や原子力の平和的利用に貢献すべく、我が国の原子力事故から得られた教訓等を共有する取組を行っている。2017 年度はベトナム、トルコ、ポーランド、カザフスタンといった国について、原子力発電導入国等からの研修生の受入れ、我が国専門家等の外国への派遣等を通じて、原子力発電導入に必要な法制度整備や人材育成等を中心とした基盤整備の支援を行った。

(4) 立地地域との共生への取組と国民との相互理解を深めるための取組

原子力を含む我が国のエネルギー政策、放射線等の理解促進や風評被害の防止等に関する情報提供・広報活動を行い、立地地域をはじめとして原子力発電施設に対する国民の信頼回復・相互理解を図った。

2017 年度における具体的な取組としては、次世代層を対象とした体験型の実験教室の開催（5 回）、地域イベントの開催（8 回）や大学生を対象とした説明会（17 ヶ所）、自治体が主催する講演会等へ放射線に関する専門家の派遣（98 回）、放射線に関する理解促進活動を行う NPO 団体の支援（15 団体）、各立地地域のステークホルダーを対象とした勉強会や意見交換等（17 回）を行った。

また、原子力発電施設等の立地地域の実情・ニーズを踏まえて、地域資源の活用とブランド力の強化を図る商品・サービスの開発、販路拡大、PR 活動等の地域の取組支援や交付金の交付を行い、立地地域への集客向上、雇用の確保、新たな産業の創出等を目指すとともに、こうした立地地域の今後取り組むべき課題等に関する調査研究を実施した。

2. 核燃料サイクル

使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する「核燃料サイクル」の推進は、エネルギー基本

計画（2016年4月）において、我が国の基本的方針とされている。

2. 1. 使用済燃料対策

2015年10月には、最終処分関係閣僚会議において、政府として使用済燃料対策について積極的に関与し、使用済燃料の貯蔵能力拡大を目指す「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定。使用済燃料対策に関する具体的な考え方等を示すとともに、事業者に対して「使用済燃料対策推進計画」の策定を要請した。上記アクションプランを受け、同年11月、経済産業省と事業者は「使用済燃料対策推進協議会」を設置。同協議会にて、電力事業者は、「使用済燃料対策推進計画」を策定し、貯蔵能力の拡大に取り組むこととしている。具体的には、事業者全体で、2020年頃に計4,000トン程度、2030年頃に計6,000トン程度の使用済燃料の貯蔵対策を目指すこととした。

2017年10月には第3回協議会を開催し、事業者の取組の進捗状況についてフォローアップを実施した。

2. 2. 核燃料サイクル施設

(1) 再処理工場

日本原燃株式会社が青森県六ヶ所村に建設中の六ヶ所再処理工場は、2006年3月から実際の使用済燃料等を用いた最終的な総合試験（アクティブ試験）を開始し、2013年5月に事業者が行う全ての試験を終了した。2014年1月に事業変更許可申請を行い、原子力規制委員会が新規制基準（2013年12月施行）への適合性を審査中である。

2017年12月には、新規制基準適合性審査の進捗を踏まえ、日本原燃株式会社が、竣工予定時期を2021年度上期へと変更した。

(2) ウラン濃縮工場

青森県六ヶ所村の日本原燃株式会社ウラン濃縮工場については、新型遠心機への更新工事を2010年3月から段階的に進めている。2012年3月に初期導入の前半分37.5t SWU/年を、2013年5月に後半分37.5t SWU/年について生産運転を開始。2014年1月に新規制基準（2013年12月施行）への適合性審査のため、原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、2017年5月に許可された。

2017年9月から、新規制基準対応工事のため、生産運

転を一時停止中。75t SWU/年で運転を行っている。

(3) MOX燃料工場

日本原燃株式会社が青森県六ヶ所村に建設を計画しているMOX燃料工場については、2010年10月に着工した。その後、東日本大震災の影響により建設工事を一時中断していたが、2012年4月から再開した。

MOX燃料工場の竣工に当たっては、新規制基準（2013年12月施行）に適合する必要があることから、日本原燃株式会社は2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請した。2017年12月には、適合性審査の進捗を踏まえ、竣工予定時期を2022年度上期へと変更した。

(4) 中間貯蔵施設

リサイクル燃料貯蔵株式会社使用済燃料中間貯蔵施設については、青森県むつ市において、2010年8月に着工した。なお、2011年3月11日の東日本大震災の影響により、同施設の貯蔵建屋の建設工事を休止していたが、2012年3月から工事を再開し、2013年8月に工事が終了した。また、新規制基準（2013年12月施行）に適合する必要があることから、リサイクル燃料貯蔵株式会社は2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請した。現在、原子力規制委員会において、これらの施設の新規制基準への適合性の審査が行われている。なお、2020年後半に貯蔵容量3,000トン規模で操業を開始し、最終的に貯蔵容量を5,000トンまで拡大する予定。

2. 3. 核燃料サイクル施設に関する広聴・広報活動

核燃料サイクル施設に関する広聴・広報活動として、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、立地地域の住民の方々との信頼関係を構築するため、今後の原子力を含むエネルギー政策等に関する情報提供や、立地地域の住民と電力消費地域の住民の双方向コミュニケーションを図り、核燃料サイクルについて理解促進活動を実施した。具体的な取組として、2017年度は、青森県六ヶ所村及び隣接市町村等における住民が多く訪れる場所や各種イベントでの広報展示や、青森県民向けに年間4回の定期刊行物の発行を実施した。

2. 4. 再処理等の着実な実施

再処理等が将来にわたって着実に実施されるよう、再処理等拠出金法に基づき、使用済燃料再処理機構は拠出金の収納等を行った。

2. 5. 高レベル放射性廃棄物の最終処分

(1) 科学的特性マップの公表

2015 年度に閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」に基づき、2017 年 7 月、最終処分関係閣僚会議を経て、最終処分に係る「科学的特性マップ」を公表した。科学的特性マップは、地層処分に関する地域の科学的特性について、火山や活断層等に関する既存の全国データに基づいて一定の要件・基準に従って客観的に 4 色に色分けした全国地図であり、地層処分という処分方法の仕組みや我が国の地下環境等に関する国民理解・地域理解を深めていただくために作成したものである。この公表を契機として、関係府省連携の下、国民の関心を踏まえた多様な対話活動の推進等の取組を一層強化し、複数の地域による処分地選定調査の受入れを目指すこととした。

(2) 国際連携に関する取組

2017 年 8 月、世耕経済産業大臣は、世界で唯一最終処分施設の建設を開始しているフィンランドを訪問し、調査研究施設（いわゆる「オンカロ」）及び最終処分施設の建設状況を視察するとともに、地元自治体のエウラヨキ市の市長等との意見交換を行い、国民理解・地域理解を得ていく上で、丁寧なコミュニケーションを積み重ね、信頼関係を構築していくことの重要性を確認した。また、同年 10 月、OECD/NEA 放射性廃棄物管理委員会 (RWMC) 傘下の I G S C (Integration Group for the Safety Case) 会合等において、科学的特性マップの公表やこれまでの経緯、最終処分の実現に向けた今後の取組を紹介するなど、我が国の知見共有にも取り組んだ。今後、フィンランドをはじめとする国々とともに経験と教訓を共有し、相互協力を進める予定である。

(3) 放射性廃棄物の処分に関する調査・研究

高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性・安全性のより一層の向上に向け、天然の地質環境・人工バリアの機能の評価方法や、廃棄物の回収可能性、使用済燃料の

直接処分等の代替処分方法に関する調査・研究などを行った。

また、廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分（中深度処分）の円滑な実施に向けて、地下空洞型処分施設の操業・閉鎖後における長期モニタリングに関する調査・研究等を行った。

(4) 高レベル放射性廃棄物等の最終処分に関する費用の確保

高レベル放射性廃棄物等の最終処分には長い期間を要するなどの特徴を有していることから、必要な資金を透明性をもって確実に確保することが必要である。

最終処分に係る費用が電気事業者等から原子力発電環境整備機構 (NUMO) に納付されており、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターに積み立てられている。(2018 年 3 月末の積立金残高は約 1 兆 164 億円)